

四街道市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、四街道市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること
 - ア 特定空家等の判断に関すること
 - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること
 - ウ 特定空家等に対する措置の方針に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、市長及び委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体より推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会の代表となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。ただし、会長が指名したものを議長とすることができる。
 - 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(守秘義務)

- 第7条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、都市部建築課において処理する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。